

# 災害備蓄食料の活用の促進に関する調査の結果報告書

## －食品ロスの削減を中心として－

総務省東北管区行政評価局は、食品ロスの削減に資することを主な目的として、平成30年6月から、東北6県に所在する国の行政機関等及び区市（注1）を対象に、27年度から29年度までに更新を行った災害備蓄食料（食料又は飲料水）について、活用と廃棄（注2）の実態を調査しました。

（注）1 国の行政機関等及び区市は、平成29年度末時点で備蓄している庁舎、施設等の機関を対象とした。

このうち、国の行政機関等は、国の行政機関、独立行政法人及び国立大学法人をいい、非常勤を含む職員数が50人以上の機関を対象とし、区市は、県と県庁所在市のほか、災害備蓄食料の提供に関する協定をフードバンクと締結している市を対象とした。

2 本調査において、活用とは廃棄せず飲食等に供したものをいい、廃棄とは飲食等に供しないで処分したものをいう。

### その結果、

① 災害備蓄食料を更新した国の行政機関（69機関）のうち、全て活用しているのは25機関（36.2%）、全て廃棄しているのは29機関（42.0%）であったこと【P6】

（注）このほか、一部活用・一部廃棄しているのは、国の行政機関が15機関（21.8%）となっている。

② 活用の用途をみると、防災訓練等での利用、その機関の職員等への配布のほか、近年食品ロスの削減等の活動が注目されているフードバンクに提供している事例があったこと【P8～9】

③ 廃棄している主な理由は、i) 災害備蓄食料の活用に関する考え方や指針等がないこと、ii) 賞味期限又はその直前まで備蓄し、更新していること等により、活用が困難であると考えた機関が多かったこと【P11、20】  
などが明らかになりました。

東北管区行政評価局は、平成31年3月28日、食品ロスの削減を図る観点から、更新時期を迎えた災害備蓄食料について、廃棄を避け他の機関の取組事例を参考に活用が促進されるよう、調査対象機関に調査結果を通知することとしました。

### 調査対象機関

（ ）書きは災害備蓄食料を更新した機関

○国の行政機関等	146機関（114機関）	○地方公共団体	13機関（11機関）
国の行政機関	85機関（69機関）	県	6機関（4機関）
独立行政法人	30機関（23機関）	市	7機関（7機関）
国立大学法人	31機関（22機関）	○フードバンク	9団体（－）

〈照会先〉

総務省東北管区行政評価局評価監視部  
第1評価監視官 筑後 誠  
☎022-262-8458

# 目次

1	災害備蓄食料の活用・廃棄等の状況	3
○	活用に係る国の対応等	3
○	調査結果	4
(1)	備蓄、活用・廃棄等の概況	4
ア	備蓄量・備蓄品目別数量の状況	4
イ	活用・廃棄等の状況	6
(2)	活用・廃棄の実態	8
ア	全て活用している機関の状況	8
イ	一部活用・一部廃棄している機関の状況	10
ウ	全て廃棄している機関の状況	11
(3)	活用の事例	12
ア	国の行政機関等	12
イ	県市	14
(4)	フードバンクへの提供	16
ア	フードバンクの概要	16
イ	フードバンクへの提供状況	16
(5)	フードバンクの受入・配布等の状況	18
ア	調査対象フードバンクの活動状況	18
イ	食料を受け入れる際の条件	18
(7)	食料の種類	18
(イ)	賞味期限までの期間	19
(ウ)	搬入方法	19
ウ	災害備蓄食料の受入促進に係る意見・要望等	19
2	更新時期を迎えた災害備蓄食料を巡る課題	20

# 1 災害備蓄食料の活用・廃棄等の状況

## ○ 活用に係る国の対応等

### <災害発生時に備えた食料の備蓄>

- 平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、26年3月、災害応急対策業務や必要性の高い通常業務を行うため、政府業務継続計画（平成26年3月28日閣議決定）（資料1参照）が策定され、これを踏まえ、国の行政機関では、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、本格的に、必要な食料、飲料水等を備蓄

### <更新時期を迎えた災害備蓄食料の活用>

- 我が国では、まだ食べられるのに廃棄されている食品（食品ロス）が農林水産省・環境省の推計で年間646万t（平成27年度）となっており、食べ物の無駄をなくすよう、社会全体で食品ロスの削減に取り組むことが重要となっている。このため、消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、関係府省庁等が講ずべき具体的施策を掲げた消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定。以下「工程表」という。）においても、地方公共団体等（注1）の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進することと記載（平成28年7月19日改定。資料2参照）（注2）

（注）1 地方公共団体等の「等」の中には、国の行政機関は含まれていない。

2 各地方公共団体が策定する地域防災計画、災害備蓄指針等において、保存期限まで1年未満となったものについては、防災訓練で活用する等、食品ロスが発生しないよう有効活用に努めることなどを規定する機関あり。

- その後、国（内閣府防災担当、消費者庁、消防庁及び環境省）は、平成30年1月、地方公共団体が災害備蓄食料を更新する際、食品ロス削減の観点から、災害備蓄食料の有効活用について検討するよう、地方公共団体の取組事例を盛り込んだ通知を都道府県・指定都市に発出（資料3参照）
- しかし、国の行政機関の災害備蓄食料の更新については、具体的にどう取り組むべきかについての指針等は示されていない状態

## ○ 調査結果

### (1) 備蓄、活用・廃棄等の概況（詳細は基本集計結果表（資料4）参照）

#### ア 備蓄量・備蓄品目別数量の状況

- 国の行政機関は、政府業務継続計画を踏まえ災害発生時に非常時優先業務従事職員（災害時に資源等の制約を伴う状況下で、業務継続を図るために優先的に実施する業務に従事する職員）分としては1週間分、その他職員分としては3日分程度を目標に備蓄。独立行政法人及び国立大学法人は、国に準じて備蓄。県市は、職員分のほか住民分も備蓄

（注）機関によっては、来庁者分、帰宅困難者分、施設利用者（入院患者、学生等）分等を備蓄している。

- 調査対象とした国の行政機関、独立行政法人及び国立大学法人（以下「国の行政機関等」という。）146機関の平成29年度末の備蓄量は、次表のとおりであり、1機関当たりの平均備蓄量は、食料4,046個、飲料水1,568ℓ

なお、国の行政機関等で最も備蓄量の多い機関は、食料101,725個、飲料水17,158ℓを備蓄

図表1-(1)-① 平成29年度末の備蓄量

（単位：機関、個、ℓ）

種類	区分 機関数	国の行政機関等				県市
		国の行政機関	独立行政法人	国立大学法人	計	
		85	30	31	146	13
食料		310,624	74,617	205,514	590,755	1,154,711
	1機関当たり	3,654	2,487	6,629	4,046	88,824
飲料水		124,982	35,685	68,188	228,855	675,915
	1機関当たり	1,470	1,190	2,200	1,568	51,993

- （注）
- 1 当局の調査結果による。
  - 2 調査対象機関において部局ごとに災害備蓄食料の調達、管理及び処分を行っている場合には、部局ごとに調査している（例：東北大学の場合は、学部、研究所等22部局を調査）。
  - 3 調査対象機関において下部機関分も含めて備蓄量を把握しており、機関ごとの備蓄量の把握が煩瑣な場合には、下部機関分も含めて調査した。
  - 4 関連調査した県市については、原則として本庁舎分を調査した。ただし、本庁舎を管理している部局において県市域内の住民分も含めて管理している場合には、住民分も含めて調査した。

○ 国の行政機関等146機関の平成29年度末の災害備蓄食料の品目及び数量は、次表のとおり。主食類、副食類については、具体的種類に示されているとおり多岐にわたっている状況

図表 1 - (1) - ② 災害備蓄食料の品目別数量

(単位：個、ℓ、%)

分類	品目	数量	具体的種類
食料	主食類	米	165,131 (27.9) アルファ米（白米、五目ご飯、ドライカレー等）、カレーライス（米飯、発熱剤付）、乾燥餅等
		パン	87,058 (14.7) 保存食用パン、缶入りパン等
		乾パン	35,788 (6.1) 乾パン
		その他	86,225 (14.6) ラーメン、パスタ、バランス栄養食、ビスケット、ようかん等
	副食類	缶詰	141,010 (23.9) おかず類（さんま蒲焼き等）、甘味（フルーツ等）、みそ汁等
		レトルト系	63,721 (10.8) 筑前煮、肉じゃが、カレー、シチュー、ハヤシ、牛丼、中華丼、汁物等
	その他	野菜ジュース等	11,822 (2.0) 野菜ジュース、備蓄食料セット等
	計	590,775 (100)	
飲料水	保存水等	228,855	ペットボトル500ml、ペットボトル2ℓ、スポーツドリンク250ml

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 ( ) 書きは割合を示す。



【国の機関の備蓄量（例）】

- 非常時優先業務従事職員36人、その他職員120人
- 備蓄目標  
食料：非常時優先業務従事職員は1日3食7日分、その他職員は1日3食3日分  
飲料水：非常時優先業務従事職員は1日3ℓ7日分、その他職員は1日3ℓ3日分
- 備蓄量  
食料：アルファ米880個、缶入りパン792個、乾パン120個  
サバイバルフーズ（野菜シチュー、チキンシチュー、クラッカー）12個  
飲料水：ペットボトル（500ml）1,728本、ペットボトル（2ℓ）528本  
(注) サバイバルフーズは1個15食分入りであり、その他の食料は1個1食分入りである。

## イ 活用・廃棄等の状況

- 平成27年度から29年度までに災害備蓄食料を更新した際の活用・廃棄の状況をみると、次表のとおり、国の行政機関は、①全て活用している機関は25機関（36.2%）、一部活用・一部廃棄している機関は15機関（21.8%）、③全て廃棄している機関は29機関（42.0%）
- 独立行政法人及び国立大学法人は、全て活用している機関が、それぞれ16機関（69.6%）、15機関（68.2%）
- 県市は①全て活用している機関は9機関（81.8%）、②一部活用・一部廃棄している機関は2機関（18.2%）となっており、③全て廃棄している機関は皆無

図表 1 - (1) - ③ 活用・廃棄別の機関数

（単位：機関、%）

活用・廃棄の状況	国の行政機関等				区市
	国の行政機関	独立行政法人	国立大学法人	計	
①全て活用している機関	25 (36.2)	16 (69.6)	15 (68.2)	56 (49.1)	9 (81.8)
②一部活用・一部廃棄している機関	15 (21.8)	7 (30.4)	4 (18.2)	26 (22.8)	2 (18.2)
③全て廃棄している機関	29 (42.0)	0 (0.0)	3 (13.6)	32 (28.1)	0 (0.0)
計	69 (100)	23 (100)	22 (100)	114 (100)	11 (100)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ( ) 書きは割合を示す。

3 本調査において、活用とは廃棄せず飲食等に供したものをいい、廃棄とは飲食等に供しないで処分したものをいう。

このため、賞味期限前はもちろん賞味期限後に職員等に配布し、飲食に供しているものは活用に分類した。一方、賞味期限後に食料（アルファ米）を飼料として活用しているものや飲料水を雑用水として活用するために保管しているものなどがあるが、これらは飲食に供していないので、廃棄に分類した。

なお、「一部活用・一部廃棄している機関」は、食料について、活用しているものがある一方で、廃棄しているものがある機関をいう。

- 国の災害備蓄食料については、有効活用に関する考え方や指針等はないものの、国の行政機関の中には、食品ロスが発生しないよう賞味期限が間近に迫った災害備蓄食料の有効活用（防災訓練等での利用、職員、学生等への配布等）を図っている機関あり（後述(2)の「ア 全て活用している機関の状況」参照）
- なお、平成29年度に災害備蓄食料を更新した機関の活用量・廃棄量をみると、次表のとおり、国の行政機関は食料は62.7%、飲料水は33.2%を活用しており、県市は食料の98%、飲料水は全て活用

図表 1 - (1) - ④ 平成29年度の活用量・廃棄量

(単位：機関、個、ℓ、%)

区分 更新した 機関数 活用量・廃棄量		国の行政機関等				県市
		国の行政機関	独立行政法人	国立大学法人	計	
		42	12	20	74	10
食料	活用	21,703 (62.7)	9,946 (99.0)	22,895 (48.5)	54,544 (59.4)	139,917 (98.0)
	廃棄	12,902 (37.3)	96 (1.0)	24,280 (51.5)	37,278 (40.6)	2,800 (2.0)
	計	34,605 (100)	10,042 (100)	47,175 (100)	91,822 (100)	142,717 (100)
飲料水	活用	7,744 (33.2)	4,296 (88.0)	8,064 (58.1)	20,104 (47.8)	64,232 (100)
	廃棄	15,588 (66.8)	588 (12.0)	5,821 (41.9)	21,997 (52.2)	0 (0.0)
	計	23,332 (100)	4,884 (100)	13,885 (100)	42,101 (100)	64,232 (100)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 ( ) 書きは割合を示す。  
 3 災害備蓄食料は更新しているものの、病院食として日々利用しているため、正確な活用量は不明などとしている7機関は除外している。  
 4 国立大学法人の食料の廃棄量24,280個のうち23,680個(97.5%)、飲料水の廃棄量5,821ℓのうち5,013ℓ(86.1%)は東北大学病院に係るものであるが、東北大学病院では、今後、食料を更新する際は本部事務機構とフードバンクとの協定に基づき、フードバンクに提供予定である。  
 なお、東北大学病院を除いた場合の国立大学法人の活用率は、食料は97.4%、飲料水は90.9%である。

## (2) 活用・廃棄の実態

前述(1)の「備蓄、活用・廃棄等の概況」のうち、災害備蓄食料の活用・廃棄の状況について、①全て活用している機関、②一部活用・一部廃棄している機関、③全て廃棄している機関ごとに分類して、分析した結果は次のとおり（詳細は別表参照）

### ア 全て活用している機関の状況

- 平成27年度から29年度までに災害備蓄食料を更新した際に、その全てを活用している国の行政機関等56機関、県市9機関の合わせて65機関の活用の用途は、次表のとおり、国の行政機関等や県市とも防災訓練等での利用が最も多く、次いで職員、学生等に配布が多い状況
- 国の行政機関では、防災訓練等で利用が多いほか、独立行政法人では、調査対象機関に病院が多く含まれていることもあり、病院食としての利用（注）、国立大学法人ではフードバンクへの提供が多い状況  
なお、国立大学法人におけるフードバンクへの提供は、全て東北大学に係るものであり、他の大学の実績はなし  
（注）病院食としての利用は、国立病院、労災病院等で更新時期を迎えた災害備蓄食料を入院患者の食材として利用しているものである。
- 防災訓練等の利用では、防災訓練時に災害備蓄食料を職員、学生等に配布しているものが多いが、中には、国の行政機関が中学校で出前講座を実施した際、災害時の食生活を理解してもらうため、災害備蓄食料を配布した例などがあり（後述(3)の「活用の事例」の「ア 国の行政機関等」参照）



図表 1 - (2) - ① 活用の用途別の機関数

(単位：機関、%)

区分 機関数	国の行政機関等				区市
	国の行政機関	独立行政法人	国立大学法人	計	
活用の用途	25	16	15	56	9
防災訓練等で利用	16 (64.0)	3 (18.8)	4 (26.7)	23 (41.1)	9 (100)
職員、学生等に配布	8 (32.0)	4 (25.0)	2 (13.3)	14 (25.0)	4 (44.4)
フードバンクに提供	1 (4.0)	0 (0.0)	10 (66.7)	11 (19.6)	2 (22.2)
病院食として利用	0 (0.0)	10 (62.5)	1 (6.7)	11 (19.6)	0 (0.0)
その他	1 (4.0)	1 (6.3)	0 (0.0)	2 (3.6)	0 (0.0)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 活用の用途は、複数回答のものがある。  
 3 ( ) 書きは機関数に対する割合を示す。  
 4 各機関ごとの合計で最も活用方法が多いものは網掛けをした。

## イ 一部活用・一部廃棄している機関の状況

- 平成27年度から29年度までに災害備蓄食料を更新した際に一部活用・一部廃棄している国の行政機関等26機関の状況をみると、次表のとおり、食料は活用しているものの、飲料水を廃棄しているものが16機関となっている状況（注2、3）

図表1－(2)－② 国の行政機関等における食料、飲料水別の活用・廃棄状況

（単位：機関）

飲料水の活用状況 食料の活用状況		飲料水				
		活用	一部活用・一部廃棄	廃棄	更新無し	計
食料	活用	—	2	16	0	18
	一部活用・一部廃棄	1	1	2	4	8
	廃棄	0	0	—	0	0
	更新無し	0	0	0	—	0
	計	1	3	18	4	26

（注）1 当局の調査結果による。

2 「廃棄」とは平成27年度から29年度までに更新した食料又は飲料水の全てを廃棄しているもの、「活用」とは、27年度から29年度までに更新した食料又は飲料水の全てを活用しているものをいう。

「一部活用・一部廃棄」とは、平成27年度から29年度までに更新した食料又は飲料水について、廃棄しているものがある一方で活用しているものがあるものをいい、中には食料を全て活用し、飲料水を一部廃棄している機関などがある。

3 飲料水を廃棄しているものの中には、賞味期限が過ぎたため廃棄とはしているものの、災害時に手洗いなどの雑用水として活用できるとして、引き続き保管している機関がある。

## ウ 全て廃棄している機関の状況

- 平成27年度から29年度までに災害備蓄食料を更新した際にその全てを廃棄している国の行政機関29機関及び国立大学法人3機関の主な廃棄理由は次のとおり

### <国の行政機関>

- ◇ 災害備蓄食料の活用に関する考え方や指針等がなく活用が困難であるため、  
廃棄したことによるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22機関 (75.9%)
- ◇ 賞味期限又はその直前まで備蓄し、更新していることから活用が困難である  
ため、廃棄したことによるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15機関 (51.7%)
- ◇ 本省庁での一括更新に伴って廃棄したことによるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14機関 (48.3%)

(注) 複数の理由を挙げている場合、それぞれに計上しているため実機関数と一致しない。

### <国立大学法人>

- ◇ フードバンクに提供しようとしたものの賞味期限との兼ね合いにより提供  
できずに廃棄したことによるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2機関 (66.7%)

(注) ( ) 書きは、国の行政機関29機関、国立大学法人3機関それぞれに占める割合を示す。

### (3) 活用の事例

#### ア 国の行政機関等

##### ① 防災教育に活用（秋田河川国道事務所）

###### 配布に至るまでの経緯

- 同河川国道事務所は、国土交通行政への理解を深めてもらうため、平成11年から地域住民や学生等を対象に出前講座を実施（平成29年度は、防災グッズや河川の環境保全等を題材に7回開催）
- 平成29年10月の出前講座の題材の一つとして防災グッズを取り上げた際、災害時の食生活を理解してもらうため、備蓄している災害備蓄食料のうち、賞味期限が間近なものについて同河川国道事務所管内の中学校に配布
- なお、国土交通省は、災害対応の実務を担う河川国道事務所等と学校等とで連携・協力の上、学校における防災教育が充実されるよう指導計画作成の支援等を行うなど取組を強化（注）

（注） 「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について（平成27年11月25日付け国土交通省水管理・国土保全局防災課長・河川環境課長連名通知）」を国土交通省から北海道開発局・各地方整備局・沖縄総合事務局に通知（資料5参照）

###### これまでの配布実績

###### ○ 配布した災害備蓄食料（平成29年度）

品目	数量(個)
アルファ米（白米）	28
保存食用パン	10

- 同河川国道事務所では、防災教育時の配布以外にも、防災訓練時の活用や緊急災害対応の派遣隊用で活用
- 今後は、在庫状況や更新・廃棄の状況を総合的に判断した上で、防災教育の場を積極的に活用予定

## ② フードバンクに提供（東北大学）

### 提供に至るまでの経緯

- 他団体からの紹介がきっかけで同大学職員がフードバンク活動を知ることとなり、その後フードバンクから、賞味期限が間近な災害備蓄食料の提供依頼あり
- 同大学は、食品ロスの削減等に資するため、災害備蓄食料のうち、賞味期限が間近なものについて提供することとし、平成28年10月に協定を締結、同年12月からフードバンクへ提供開始

### <提供までの流れ>

#### 提供可能数の把握 (提供2か月前)

本部事務機構から各部局に提供可能なものがないか毎年4月と10月に照会(提供時点で3~8か月の期限があるものが対象)

#### 連絡・日程調整 (提供1か月前)

本部事務機構で個数・品目など取りまとめの上、提供可能個数をフードバンクに連絡、日程調整

#### 提供 (6月、12月)

学内部局分を一括でフードバンクに提供(4月照会分を6月、10月照会分を12月に提供)

### これまでの提供実績

#### ○ 提供した災害備蓄食料（平成29年度）

品目	数量(個、ℓ)
アルファ米（白米、五目ご飯など）	495
保存食用パン	268
その他主食類（ラーメン、パスタ、バランス栄養食）	330
缶詰（さんま蒲焼き、やきとりなど）	1,812
レトルト系（カレー、みそ汁、卵スープ）	1,160
飲料水（500ml～2ℓ）	1,464

- 賞味期限までの期間は最短1か月
- 提供方法はフードバンクの回収による提供

### ～提供の様子～



### ～提供した災害備蓄食料～



① 防災教育に活用（A市）

配布に至るまでの経緯

- 同市は、小学校4年1学期と5年3学期に防災に関する授業が計画されていることから、授業の一環としての災害備蓄食料の配布を平成26年度に学校へ依頼し、同年から市内全ての市立小学校と国立大学附属小学校に配布開始
- なお、4年生を対象とした場合、1学期に配布することとなり、学校側の通常業務の繁忙期で負担を要することが予想されたため、配布対象学年を5年生とすることとし、3学期中の配布を依頼したもの

<配布までの流れ>



これまでの配布実績

- 配布した災害備蓄食料（平成27～29年度）

品目	数量(個)
備蓄食料セット(注)	6,600

(注) ご飯、副食、食器、スプーン等がセットになっているもの

- A市の備蓄量や更新量を定めた計画に基づき、平成27年度から29年度までの3年間は毎年2,200個ずつ、同市の持込みにより各小学校に配布
- 同市では、小学校への配布以外に、防災訓練時にも活用
- 同計画に基づき、平成30年度からの3年間に更新時期を迎える食料については各小学校への配布を継続予定

<配布により市へ寄せられた意見や感想>

- 「児童が自宅へ持ち帰り、家族と防災について話し合う機会となった」、「避難生活を明確にイメージすることができ、食料備蓄の重要性を理解できた」など、行政が備蓄している物資に対する理解や、防災意識向上のために有効であるとの意見や感想あり

～備蓄食料セットの内容～

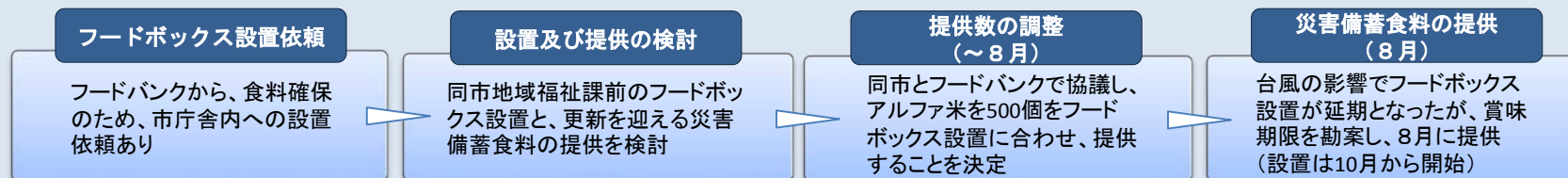


## ② フードバンクに提供（B市）

### 提供に至るまでの経緯

- 少量の食品からできる支援を広めることで、地域での支え合いを推進するほか、食品ロス問題を周知する機会をつくるため、フードボックス（フードバンクポスト）（注）を平成28年10月から市庁舎内に設置  
（注）市民や職員が、生活困窮者等へ寄付する食品を自由に入れられる高さ約1mのドラム缶型のもので、同市の職員が日常的な管理を行い、フードバンクの職員が定期的に回収を実施
- 同市は、フードボックスの設置がきっかけで、食品ロスの削減等に資するため、災害備蓄食料のうち、賞味期限が間近なものについてフードバンクに提供することとし、平成28年8月に提供

### <提供までの流れ>



### これまでの提供実績

#### ○ 提供した災害備蓄食料（平成28年度）

品目	数量(個)
アルファ米（白米）	250
アルファ米（五目ご飯）	250

- 今後、更新を迎える災害備蓄食料については、更新時期等を勘案の上、フードバンクに提供するかどうか検討予定

### ～設置されたフードボックス～



## (4) フードバンクへの提供

### ア フードバンクの概要

- フードバンクとは、食品ロスの削減や生活困窮者への支援のため、企業や個人等から米やパン、缶詰等の食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設に無料で提供する取組を実施している団体で、昭和42年に米国で発足し、我が国では平成12年に発足
- 国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会実施報告書（平成29年3月17日公益財団法人流通経済研究所）（資料6参照）によると、国内で活動しているフードバンクは77団体（平成29年1月時点。資料7参照）あり、平成25年度に行われた同調査時（40団体）と比較して、団体数は3年間でほぼ倍増

### イ フードバンクへの提供状況

- 近年食品ロスの削減等の活動が注目されているフードバンクに提供しているのは、次表のとおり、国立大学法人が10機関、県市が3機関、国の行政機関が2機関  
なお、平成30年度に入り、国の行政機関2機関、独立行政法人1機関、県市2機関が新たにフードバンクに提供

図表1-(4)-① フードバンクへの提供状況

提供年度	機関種別	機関名	備考
平成29年度までに提供	国の行政機関	東北管区行政評価局	
		秋田労働局	
	国立大学法人	東北大学（本部事務機構等10機関）	活用の事例ア-②参照
	県市	A県	
		B市	活用の事例イ-②参照
		C市	
30年度から提供	国の行政機関	宮城復興局	
		東北経済産業局	
	独立行政法人	産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所	
	県市	B県	
		D市	

(注) 当局の調査結果による。



○ フードバンクへの提供実績がない国の行政機関等134機関においても、次表のとおり、提供先と協議済みなど具体的な検討を進めている機関が15機関（11.2%）（うち12機関が国立大学法人で全て東北大学の部局）、具体的な検討までは進んでいないが、情報収集などを行っている機関が24機関（17.9%）

○ 国の行政機関83機関では、災害備蓄食料の活用に関する考え方や指針等がないため、慎重な姿勢をとらざるを得ないとしている機関が11機関（13.3%）、提供を困難としている機関が28機関（33.7%）

図表 1 - (4) - ② フードバンクへの提供に関する検討状況別の機関数

（単位：機関、%）

検討状況等	区分	国の行政機関等				县市
		国の行政機関	独立行政法人	国立大学法人	計	
フードバンクへの提供実績なし		83(100)	30(100)	21(100)	134(100)	10(100)
a	提供先と協議済みなど具体的な検討を進めている	2 (2.4)	1 (3.4)	12 (57.1)	15 (11.2)	2 (20.0)
b	具体的な検討までは進んでいないが、情報収集などを行っている	10 (12.0)	10 (33.3)	4 (19.0)	24 (17.9)	5 (50.0)
c	考え方や指針等がないため、慎重な姿勢をとらざるを得ないが、提供の必要性は承知している	11 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (8.2)	0 (0.0)
d	考え方や指針等がないため、フードバンクへの提供を困難としている	28 (33.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	28 (20.9)	0 (0.0)
e	防災訓練時の試食等の活用を行うため、提供を困難としている	11 (13.3)	16 (53.3)	3 (14.3)	30 (22.4)	3 (30.0)
f	更新時期の都合やフードバンクの実態が不明など、その他の理由で提供を困難としている	21 (25.3)	3 (10.0)	2 (9.6)	26 (19.4)	0 (0.0)

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 ( ) 書きは割合を示す。

## (5) フードバンクの受入・配布等の状況

### ア 調査対象フードバンクの活動状況

- 東北6県では、平成20年にフードバンク2団体が活動を開始し、29年1月時点で活動している団体は9団体
- 調査対象としたフードバンクの中には、平成29年度において、企業や個人等から673件（約44t）の提供を受け、生活困窮者や福祉施設に対して1,200件（約45t）の配布を実施した団体あり  
 そのほか、同年度において、企業や個人等から935件（約21t）の提供を受け、生活困窮者や福祉施設に対して1,509件（約17t）の配布を実施した団体あり

### イ 食料を受け入れる際の条件

#### (ア) 食料の種類

- 更新時期を迎えた災害備蓄食料をフードバンクが受入可能か聞いたところ、調査対象としたフードバンクは、いずれの団体も災害備蓄食料は受入可能との回答  
 なお、冷蔵・冷凍食料や生鮮食料については、保管設備の都合上、受入可能としているのは4団体

図表1-(5) 受入可能な食料の種類

対象団体	食料の種類			
	常温保存食料	災害備蓄食料	冷蔵・冷凍食料	生鮮食料
A団体	○	○	×	×
B団体	○	○	○	○
C団体	○	○	○	○
D団体	○	○	×	×
E団体	○	○	×	×
F団体	○	○	○	○
G団体	○	○	×	×
H団体	○	○	×	×
I団体	○	○	○	○

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 「○」は受入可能なもの、「×」は受入不可のものを示す。

### (イ) 賞味期限までの期間

- 更新時期を迎えた災害備蓄食料をフードバンクが受け入れる際の条件の一つとなる、受入れから賞味期限までの期間について聞いたところ、調査対象としたフードバンクは、いずれも最低1か月でも受入可能としているが、体制上、8団体は、原則として2～3か月の期間が必要としており、残る1団体からは、原則として3～6か月の期間が必要との回答あり
- 調査対象としたフードバンクにおいて、「予告もなく急に大量の食料を渡されると、配布しきれず無駄にしてしまう可能性もあるため、早期の情報提供が必要」といった意見もあり、いずれの団体も受入体制の準備や配布先の調整のため、早めの申入れが必要という状況。中には、少なくとも受入れの2～3か月前の申入れを必要とする団体あり

### (ウ) 搬入方法

- 食料の搬入方法について、調査対象としたフードバンクの多くは、体制上、事務所への持込み（又は郵送）を原則としており、場合によって提供先での受取を実施

## ウ 災害備蓄食料の受入促進に係る意見・要望等

- 調査対象としたフードバンクは、いずれも更新時期を迎えた災害備蓄食料について、提供側から更新スケジュール等の事前連絡があれば、円滑な受入れ・配布を行えるため、当該スケジュールを必要としている状況
- そのほか、災害備蓄食料の受入れや調整について、次のような行政に対する意見・要望あり
  - ・ 災害備蓄食料は、調理不要で食べられるものが多いため、ライフラインが止められている生活困窮者にも配布できるなど、利便性が高いものとなっており、提供をお願いしたい。
  - ・ 今後、活動範囲や規模が広がると、支援に必要な食料が不足することも想定されるため、これまで受入実績のなかった行政機関からも、新たに食料の提供があればありがたい。
  - ・ 食料は不足しているので、少量でも提供していただければありがたい。なお、保管場所に限りがあるため、大量の場合は配布先が決まるまで待つてほしい。

## 2 更新時期を迎えた災害備蓄食料を巡る課題

### 【災害備蓄食料の更新と食品ロスの削減】

- 東日本大震災を契機として、本格的に災害発生時に備えて始められた食料の備蓄は、国の行政機関において定着しつつあり、災害対応で使用されることがなかった災害備蓄食料は、賞味期限等を勘案して各機関において更新が進められている。
- 国の行政機関等の災害備蓄食料の品目は、米、パンなどの主食類、缶詰、レトルト食品などの副食類など多岐にわたり、その備蓄量も規模の大きな機関では相当の量となっている。
- 賞味期限到来により更新を迎えた食料は廃棄されることとなるが、近年、食品ロスの削減が大きな課題となっており、単純廃棄よりは食品の有効活用が求められている。
- 消費者基本計画に基づき策定された工程表においても、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進することを明記している。

### 【国の行政機関の調査で明らかになったこと】

- 今回の調査の結果、国の行政機関は、全て活用しているのが4割、全て廃棄しているのは4割であった。
- 廃棄している主な理由は、①災害備蓄食料の活用に関する考え方や指針等がないこと、②賞味期限又はその直前まで備蓄し、更新していること等が挙げられ、これにより、災害備蓄食料の活用が困難であるとする機関が多くみられた。
- 一方で、活用している機関では、防災訓練等での利用や、それぞれの機関の職員や学生に配布するなど組織内部での活用が中心であったが、防災教育に活用している例、フードバンクへ提供している例もあった。

### 【有効活用の促進を図るための検討】

- 災害備蓄食料は、万が一の災害に備えるために取得するものであるが、更新時期をどのように設定するのか、更新時期を迎えた後、どのように取り扱うのかなどの考え方や指針等はなく、関係法令に則り各機関で判断されている。
- 今回の調査は、国の災害備蓄食料が、更新時期を迎えどのように取り扱われているのか、すなわち活用されているのか、廃棄されているのかについて明らかにすることを目的に実施した。その結果、有効活用に取り組んでいる機関もみられた一方で、有効活用に慎重な機関もみられたところである。
- 社会全体として食品ロスの削減を一層進めるため、更新時期を迎えた災害備蓄食料をどのように取り扱うのか、有効活用に取り組んでいる機関の例も参考に、活用方策や課題への対応等について検討することが望まれる。